

## Chrono Scouter (クロノスカウター)サービス利用規約

### 第1条 (適用)

株式会社 cherry-pick (以下「当社」といいます。)は、利用者(事業及び営業として本サービスを利用する個人又は法人をいいます。以下同様。)と本規約に基づき契約(以下「本契約」といいます。)を締結し、次条に規定するサービス(以下「本サービス」といいます。)を提供します。利用者は、本サービスの利用に本規約が適用されることを承諾した上で、本サービスを利用するものとします。

### 第2条 (本サービス)

本サービスの内容は、以下のとおりとします。但し、本サービスの内容の詳細を別途定めた場合には、それに従うものとします。

- (1)利用者が指定する Web サイト (以下「本件サイト」という。)へのコンテンツアドバ  
イスツール
  - ・本件サイトおよび利用者が指定する同サイト内のページに対するコンテンツ追加に  
ついてのアドバイス情報の提供
- (2)Web サイトのマーケティング効果分析ツール
  - ・本件サイトのマーケティング効果を示す各種データ(流入経路データ、CV 計測デー  
タなど)の分析情報の提供
- (3)競合 Web サイトの分析ツール
  - ・マーケティング上競合となるインターネットサイト/ページに対する各種データ(コ  
ンテンツデータなど)の分析情報の提供

### 第3条 (契約成立)

- 1 本サービスの利用希望者は、本規約を承認した上で、当社が別途指定する手続に従って  
利用申込を行うものとし、当社から契約が成立した旨を表示した時点で本契約が成立す  
るものとします。
- 2 当社は、本サービスの利用申込を行った利用希望者が以下の各号のいずれかに該当する  
場合は、当該申込を承諾しないことがあります。なお、当社は承諾しない理由を開示する  
義務を負いません。
  - (1)当社が、本サービスの提供が困難と判断した場合
  - (2)申込内容に虚偽、記入漏れ、誤記があった場合
  - (3)過去に規約違反等により、当社が提供するサービスの利用資格を取り消されたことが  
ある場合またはその関係者であると当社が判断した場合
  - (4)第16条1項に違反すると認められる場合
  - (5)事業及び営業にかかわらない個人の私的利用であると認められる場合

(6)その他当社が申込みを承諾することが相当でないと認める場合

#### 第4条 (利用料金等)

- 1 本サービスの利用料金は、別途当社が定めるとおりとします。
- 2 当社は、本サービスを提供した当該月の料金について、翌月 15 日までに請求書を作成し、これを利用者に送付し、利用者は当該請求書を受領したときには、請求書を受領した日を含む月の翌月末日までに、当社指定の銀行口座に振り込む方法により支払うものとします。但し、振込手数料は利用者の負担とします。
- 3 利用者が利用料金の支払を遅滞した場合、利用者は当社に対し、年 14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

#### 第5条 (ツール等の提供)

- 1 本契約が成立した場合、当社は利用者に対して、本サービスを利用するための ID、パスワード、管理画面ツール、マーケティングツールを提供します。
- 2 本契約が終了した場合、データ解析及び管理画面ツール等の利用は停止され、利用者は管理画面ツール等の利用を行わないものとします。

#### 第6条 (利用者の義務・責任)

- 1 利用者は、本サービスの利用に関し、次の各号に該当する行為を行うことはできません。
  - (1)法令、裁判所の判決、決定若しくは命令、又は法令上拘束力のある行政措置に違反する行為
  - (2)公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある行為。
  - (3)当社又は第三者の著作権、商標権、特許権等の知的財産権、名誉権、プライバシー権、その他法令上又は契約上の権利を侵害する行為
  - (4)過度に暴力的な表現、露骨な性的表現、人種、国籍、思想、信条、性別、社会的身分、門地等による差別につながる表現、自殺、自傷行為、薬物乱用を誘引又は助長する表現、その他反社会的な内容を含み他人に不快感を与える表現をする行為
  - (5)第三者になりすます行為又は意図的に虚偽の情報を流布させる行為
  - (6)性行為やわいせつな行為を目的とする行為、面識のない異性との出会いや交際を目的とする行為、第三者に対する嫌がらせや誹謗中傷を目的とする行為、その他本サービスが予定している利用目的と異なる目的で本サービスを利用する行為
  - (7)反社会的勢力に対する利益供与その他の協力行為
  - (8)当社のサーバやネットワークシステムに支障を与える行為、本サービスを不正に操作する行為、本サービスの不具合を意図的に利用する行為、その他当社による本サービスの運営を妨害し、これらに支障を与える行為
  - (9)本サービスに類似又は競合する事業及びサービスの提供を行うこと。

(10)事業及び営業にかかわらない個人の私的利用。

(11)その他、当社が不適切と判断した行為

- 2 利用者は、本サービスを利用する ID 及びパスワードを第三者に開示、貸与、共有しないとともに、第三者に漏洩することのないよう厳重に管理（パスワードの適宜変更を含む。）しなければなりません。ID 及びパスワードの管理不備、使用上の過誤、第三者の使用等により利用者自身及びその他の者が損害を被った場合、当社は一切の責任を負いません。
- 3 利用者又はその代理人、使用人その他の関係者が本規約に違反し、当社に損害を与えた場合には、利用者は当社に対し、その損害を賠償しなければなりません。
- 4 利用者は、利用者が本サービスを利用期間中に当社が取得したアクセス解析ログ等（本件サイトの訪問者の個人情報を除きます。）を、本サービス利用期間後においても当社サービスの改善のために当社が利用することを許諾するものとします。ただし、当社が取得したアクセス解析ログ等を第三者へ提供・開示することはありません。

#### 第7条（当社の義務・責任）

- 1 当社は、本サービスの利用期間中、善良なる管理者の注意をもって本サービスを提供するとともに、本サービス遂行の過程で取得した各種データ等を、善良なる管理者の注意をもって管理・保有するものとします。なお、本契約終了後も当社は、本サービス遂行過程で取得した各種データ等を善良なる管理者の注意をもって保持し、前条4項の範囲で利用できるものとします。
- 2 本サービスに使用する機器及び通信環境等の障害によって、本サービスの一部又は全部に制約が生じた場合、当社は、可及的速やかに当該障害を除去する努力をするものとし、当社の悪意又は重過失に基づく原因以外の場合には、それ以上の義務を負わないものとします。なお、当社が利用者に損害賠償義務を負う場合の損害賠償額は、当該損害賠償義務の原因となった本サービスの月額料金を上限とします。

#### 第8条（本サービス提供の停止）

- 1 次に掲げる事由がある場合は、本サービスの提供が一定期間停止され、または本サービスの利用に制約が生じることがあります。
  - (1)当社のサーバ及び電気通信設備の保守（データメンテナンス等も含みます。）又は工事等のためやむを得ない場合
  - (2)電気通信事業者等が電気通信サービスを中止した場合
  - (3)サーバ提供者がサーバの提供を中止した場合
  - (4)利用者が利用料金の支払いを遅滞した場合
  - (5)利用者が申込にあたって虚偽の事項を記載したことが判明した場合
  - (6)利用者が第6条第1項の行為を行った場合

(7)停電及び通信回線の異常、天変地異などの不可抗力による場合

- 2 当社は、前項第 1 号乃至第 4 号の事由により本サービスを一定期間停止する場合には、利用者に対して事前にその旨ならびに理由及び期間を通知するものとします。但し、緊急を要する場合又は事前の通知が不可能ないし著しく困難な場合はこの限りではありません。
- 3 利用者は、第 1 項により本サービスの提供が停止された期間に対応する利用料金の減額を請求しないものとします

#### 第 9 条 (本契約の終了)

- 1 当社及び利用者は、本契約の終了期限を定めないものとし、相互に相手方へ 1 ヶ月以上前の通知をもって、本契約を終了することができるものとします。
- 2 本契約の終了時に未履行の債務がある場合には、当該債務の履行が完了するまで、なお本契約の各条項が適用されます。

#### 第 10 条 (本契約の解除)

- 1 当社は、利用者が次の各号の一に該当する場合、何らの事前の通知、催告なしに直ちに本契約の全部又は一部につき、何ら責任を負うことなく、その債務の履行を停止し、又は解除することができます。
  - (1)第 6 条第 1 項の定めに違反したとき
  - (2)前号のほか、本契約に違反し、又は債務の全部若しくは一部を履行せず、当社が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず当該期間内に是正又は履行しないとき
  - (3)手形又は小切手が不渡りとなり、その他支払不能又は支払停止となったとき
  - (4)財産又は信用状態の悪化等により、差押え、仮差押え、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てがあったとき、若しくは租税公課を滞納し滞納処分を受けたとき
  - (5)破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他法的倒産手続開始の申立てがあったとき、又は解散、清算若しくは私的整理の手続に入ったとき
  - (6)資本減少、事業の廃止、休止、変更又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡の決議をしたとき
  - (7)監督官庁から営業停止又は営業許可若しくは営業登録の取消の処分を受けたとき
  - (8)第 16 条 1 項に違反していることが判明したとき
- 2 利用者が前項各号の一に該当する場合、利用者は、当社に対するすべての債務（本契約による債務に限定されない）について、当然に期限の利益を失い、直ちに債務全額を現金にて当社に支払わなければなりません。
- 3 本条に基づく本契約の解除は、当社の利用者に対する損害賠償の請求を妨げません。

#### 第 11 条 (本規約の変更)

- 1 当社は、本規約を合理的な範囲内で変更することができるものとします。

- 2 当社が前項の変更を行う場合、当社は1週間の予告期間において変更後の本規約の内容を利用者に通知するものとし、利用者が当該期間を超えて本サービスを利用した時点で、利用者に変更後の本規約が適用されるものとします。

#### 第12条（通知方法）

- 1 当社から利用者に対する通知は、本規約に特に定めのない限り、利用者が予め指定する電子メールアドレス宛に電子メールを送信する方法により行うものとします。
- 2 当社が利用者に対して前項記載の方法により通知した場合において、当該通知は到達したものとみなし、通知の不到達に起因して発生した損害について、当社は一切責任を負いません。

#### 第13条（秘密保持）

- 1 当社及び利用者は、本契約締結の事実及び内容ならびに本契約の履行及び締結までの交渉等を通じて知り得た相手方の営業秘密（相手方が秘密である旨を示したものに限り、以下「秘密情報」という）を、本契約の有効期間中及び本契約終了後2年間、相手方の書面による事前の承諾のない限り、第三者に開示、提供、漏洩し、また本契約の目的以外に利用してはなりません。但し、法令に基づく開示義務に従い、公的機関からの開示の請求に応じる場合は、相手方にその旨を通知したうえで、当該情報を開示することができるものとします。
- 2 前項の定めにかかわらず、次に掲げる情報は秘密情報に含まないものとします。
  - (1)開示の時点で既に被開示者が保有していた情報
  - (2)開示の時点で公知の情報
  - (3)開示後に被開示者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報
  - (4)相手方から開示された情報によらず、被開示者が独自に開発した情報
- 3 当社及び利用者は、相手方から開示を受けた秘密情報を、本契約の目的遂行に必要な範囲に限り、役員及び従業員に開示することができるほか、弁護士又は税理士などの職務上守秘義務を負う第三者に対して開示することができるものとします。但し、第三者に情報を開示する当事者は、第三者に本契約と同等の秘密保持義務を遵守させなければならず、また第三者による秘密情報の取扱いについて一切の責任を負うものとします。

#### 第14条（契約上の地位の譲渡・承継）

- 1 利用者は、本契約上の地位ないし権利を当社の事前の承諾なしに第三者に譲渡、担保提供等することはできません。
- 2 当社が本サービスの運営を第三者に譲渡又は承継させた場合、1ヶ月前までに利用者へ通知するものとし、利用者からの異議がない限り、利用者との契約は、当該第三者に承継されます。

#### 第 15 条（本サービステスト版の利用者の特則）

- 1 本条は、本サービステスト版（以下「テスト版」といいます。）を利用する者（以下「テスト版利用者」といいます。）のみに適用するものとし、本規約の他の条項に抵触する場合には、本条が優先するものとします。
- 2 テスト版利用者は、第 4 条の規定にかかわらず、本条第 5 項の当社からの依頼に応じることを条件に、当社が指定したテスト版利用期間中は無償で本サービスを利用できるものとします。
- 3 テスト版利用期間を終了する場合、当社は 1 ヶ月前までにテスト版利用者へ通知するものとし、当該利用者は、テスト版利用期間の終了後、特段の異議が無い限り、自動的にその選択した本サービスに対応する契約を締結することに合意したものとみなします。
- 4 テスト版利用者は、本規約の他の条項にかかわらず、テスト版利用期間においては、本サービスの全部又は一部に不具合があった場合においても、当社が当該不具合につき、利用者及び第三者に一切の責任（一切の損害賠償義務を含みますが、これに限られません。）を負わないことを了承します。
- 5 テスト版利用者は、当社から依頼があった場合には、本サービスに関するアンケートへの回答及びユーザーテストの協力等、本サービスのテストに協力するものとします。
- 6 テスト版利用者が前項の協力を拒絶した場合、テスト版利用者は当社に対しテスト版利用期間に応じた利用料相当額を支払うものとします。

#### 第 16 条（反社会的勢力の排除）

- 1 当社及び利用者は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約するものとします。
  - (1) 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
  - (2) 反社会的勢力と次の関係を有していないこと。
    - ア 自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を与える目的をもって反社会的勢力を利用していると認められる関係。
    - イ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与している関係。
  - (3) 自らの役員（取締役、執行役、執行役員、監査役、相談役、会長その他、名称の如何を問わず、経営に実質的に関与している者をいう。）、自らの特別利害関係者（役員、その配偶者及び二親等内の血族、これらの者により議決権の過半数が所有されている会社、ならびに関係会社及びその役員をいう。）が反社会的勢力ではないこと、及び反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
  - (4) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと。

- (5) 自ら又は第三者を利用して本契約に関して次の行為をしないこと。
- ア 暴力的な要求行為。
  - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為。
  - ウ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
  - エ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。
  - オ その他前各号に準ずる行為。
- 2 当社又は利用者的一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができるものとします。
- ア 前項(1)ないし(3)の確約に反する表明をしたことが判明した場合。
  - イ 前項(4)の確約に反し契約をしたことが判明した場合。
  - ウ 前項(5)の確約に反した行為をした場合。
- 3 前項の規定により本契約が解除された場合には、解除された者は、その相手方に対し、相手方の被った損害を賠償するものとします。
- 4 第2項の規定により本契約が解除された場合には、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求を行わないものとします。

#### 第17条（協議事項）

本規約に規定のない事項及び規定された項目について疑義が生じた場合は、両者誠意を持って協議のうえ解決するものとします。

#### 第18条（準拠法・合意管轄）

本契約の成立、効力、履行及び解釈に関する準拠法は、日本法とし、利用者と当社の間で訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを合意します。